

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

育児をする従業員が仕事と家庭の両立を図ることができ、また就業意欲があるものの育児により仕事をするのが困難とされている就業希望者が就業しやすい雇用体系及び雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日までの5年間

2. 内 容

①雇用体系の整備

- ・育児のための短時間勤務制度の策定
- ・子育て層の就業機会の増大を図るための雇用体系の確立

②子育てサポートのための諸制度の整備

- ・子育て層の就業機会の増大を図るために利用するサービスの整備
- ・子育てのために利用するサービスに要する費用援助の拡充
- ・利用可能な制度の周知

③労使の子育て支援推進プロジェクトの開催

以 上